第７号の３様式記載要領

１　この明細書は、法附則第８条の２の２第１項若しくは第３項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第９条の２の２第１項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在の道府県知事に、第６号様式の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあっては、寄附金を受けた法附則第８条の２の２第１項又は第９条の２の２第１項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第１項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

２　「２．特定寄附金額の按分の計算」の各欄は、２以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所又は事業所を有する法人が記載すること。

３　「２．特定寄附金額の按分の計算」中の「適用する事業税の分割基準」の欄、「事業税」の「分割基準㈠」の欄及び「道府県民税・都民税」の「従業者の数㈣」の欄に記載すべき事項については、第10号様式に記載すべき内容に一致するものであるから、同様式に記載したところに準じて記載すること。

４　事業税の「按分後の特定寄附金の額㈡」の欄は、「計②」の金額を「分割基準㈠」の「合計⑥」の欄の数値で除して１単位当たりの特定寄附金の額を算出し、当該１単位当たりの特定寄附金の額に「分割基準㈠」の「本都道府県分③」の欄の数値を乗じて得た額を記載し、道府県民税・都民税の「按分後の特定寄附金の額㈢」の各欄は、「計②」の金額を「従業者の数㈣」の「合計⑥」の欄の数値で除して１人当たりの特定寄附金の額を算出し、当該１人当たりの特定寄附金の額に「従業者の数㈣」の「本都道府県分③」、「③のうち東京都特別区④」又は「③のうち東京都市町村分⑤」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、１単位当たり又は１人当たりの特定寄附金の額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に１を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。